

議員提出議案第 3 号

新たな過疎対策法の制定及び過疎対策の強化を求める意見書

このことについて、次のとおり、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出する。

平成 21 年 6 月 19 日

提出者	三朝町議会議員	福 田 茂 樹
賛成者	三朝町議会議員	藤 井 克 孝
賛成者	三朝町議会議員	吉 田 公 博
賛成者	三朝町議会議員	知久馬二三子
賛成者	三朝町議会議員	遠 藤 勝 太 郎

新たな過疎対策法の制定及び過疎対策の強化を求める意見書

過疎対策については、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など、生活・生産基盤の弱体化が進むなかで、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど、過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、わが国の豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して、食糧の供給・水資源の供給、自然環境の保全と癒しの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っている。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成 22 年 3 月末日をもって失効することになるが、この法律に代わる新たな法律を制定するとともに、新法の制定及び過疎対策の実施に当たっては、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 これまで過疎指定地域の範囲に含まれなかった地域においても、過疎問題を抱えている場合には総合的な対策を講じることができるよう、実態に即した対象地域の設定を行うこと。
- 2 財政基盤の脆弱な過疎地域の実態を踏まえ、現行の過疎対策事業債に準じた起債制度を維持するとともに、地方交付税の財源調整、財源保障機能の強化、その他一般財源の総額確保に必要な財政支援制度を講じること。
- 3 過疎地域を活力ある地域に再生するため、働く場の確保の観点から、農林水産業の振興や、企業立地の誘導を積極的に進めるための産業振興策について、税制の優遇措置や雇用の確保その他の支援措置を実施すること。
- 4 地域の実情に応じた対策を実施できるよう、自由度の高い制度とすること。特に、社会基盤の整備の促進に併せ、農地、森林等の維持管理及びその利用対策、生活交通対策、情報通信など、課題解決のためのソフト施策の充実強化に対する支援を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成21年6月19日

鳥取県東伯郡三朝町議会